令和８年（フ）第６６７５号
東京都目黒区鷹番１丁目５－６－405
債務者　杉山　一輝
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６７９号
東京都大田区南雪谷１丁目９－２－202
債務者　鈴木　　稔
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６７０２号
東京都世田谷区若林１丁目22―26―103
債務者　佐藤　優作
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６７０５号
東京都葛飾区西亀有３丁目35―４―503
債務者　青木　楓弥
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６７０６号
東京都江戸川区江戸川５丁目１－４－1211
債務者　今井　廣子
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６７０９号
東京都葛飾区柴又４丁目24―13―102
債務者　松岡　鉄矢
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６７１０号
東京都世田谷区北沢４丁目16―21―205
債務者　金澤　明香
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６７４８号
東京都文京区水道２丁目８－８－201
債務者　中野　惠子
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６７５０号
東京都江戸川区春江町５丁目９－１－321
債務者　秋野　良介
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６７６６号
東京都世田谷区祖師谷６丁目19―11―103
債務者　長島　　巧
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６７６７号
東京都墨田区江東橋５丁目15―８―201
債務者　花澤惣一郎
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１０６号
大阪府東大阪市横沼町３丁目12番20号　ハビタ横沼　305号
債務者　平山　　翠
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５５６号
大阪市西成区萩之茶屋３丁目８番26―115号、前住所・事業所所在地大阪府寝屋川市出雲町７番10号
債務者　津村　泰平
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６４８６号
東京都練馬区東大泉３丁目16―30―105
債務者　川崎　裕美
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６７３号
東京都渋谷区恵比寿２丁目５－１－301
債務者　西村　佳紘
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部